

別紙

## 答 申

### 1 審査会の結論

喜多方市長（以下「実施機関」という。）が令和7年8月6日付けで行った保有個人情報の開示決定は妥当である。

### 2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和7年7月24日、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、「令和7年7月14日付で審査請求人の母（代理人審査請求人）が市長宛に提出した個人番号カード申請書・交付通知書等の送付に係る転送希望届に対して、貴市担当課にて受理した後、審査請求人の母宛に係る文書を発送するに至った経過で作成した文書（起案、メモ、下書き）等」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、上記の開示請求に対応する保有個人情報について、請求内容に係る発議書一式として発議書（鑑）、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書、審査請求人の母を宛先とした封筒の写し、個人番号カード申請書・交付通知書等の送付に係る転送希望届（以下「転送希望届」という。）、個人番号カード顔写真証明書並びに審査請求人の母及び審査請求人の個人番号カードの写しを特定し、令和7年8月6日付けで保有個人情報の全部開示の決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和7年9月11日付けで本件決定について審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和7年11月5日、喜多方市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、諮問を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

令和7年9月11日付け審査請求書及び同年11月19日付け意見書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求書の要旨について

審査請求人が転送希望届に記入した転送先の住所宛てに母のマイナンバーカードに係る更新申請書が送付されなかったことに関して、開示された文書のみでは何ら根拠、理由及び経過等が示されておらず、開示内容的に不十分であるため、本件決定を取り消し本件決定に係る開示文書以外の明確な根拠となる文書等の開示を求める。なお、開示内容的に不十分と考える理由は、以下のとおりである。

(2) 更新申請書の送付に係る事務処理について

母に代わりマイナンバーカードの更新手続を行うため、実施機関の職員の指示に従い転送希望届を提出したが、更新申請書は、転送先として転送希望届に記入した審査請求人の住所宛てではなく、母の住民票の住所を宛先として送付された。郵便局の転送処理により審査請求人のもとに更新申請書が届いたが、封書の中は更新申請書1枚のみであり、申請にあたっての留意事項を書いたリーフレットや郵送申請のための専用の封筒は同封されていなかった。

(3) 開示を受けた文書等について

ア 本件請求により開示を受けた発議書一式を閲覧したが、そこには審査請求人とのやり取りの経過の記載や事務処理の根拠となる文書の添付はなかった。

イ 本件請求を行うとともに、実施機関が事務処理の根拠として主張している個人番号カードの運用上の留意事項（以下「留意事項」という。）及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）について公文書の任意開示申出を行ったが、両文書中に更新申請書についての取扱いに関する記述は見当たらなかった。

ウ また、実施機関が独自に定めている転送希望届の様式について、当該様式を定めるに至った過程で作成した起案文書等について公文書の任意開示申出を行ったものの、文書の保存期限を過ぎており保有していないとの理由により公文書不存在との決定を受けた。

(4) 更新申請書の送付に係る事務処理の根拠について

留意事項及び事務処理要領には、更新申請書の転送に関する明確な規定は存しないことは実施機関も認めているところ、実施機関は、これらを準用して事務を行っているとして述べているが、事務処理要領のマイナンバーカードを交付する際の取扱いを、申請時、それも更新の申請時に準用するというのは無理がある。

(5) 転送に係る発議書、根拠規定について

ア 実施機関は、留意事項及び事務処理要領の閲覧により説明したとしているが、それではどのように要領を解釈し準用しているのか、組織的にコンセンサスを図っているのかを裏付ける文書の提示は一切なく、了解できるものではない。

イ 実施機関は、発議書等一式に転送する根拠等の記載がないのは、従前の例により課内共通認識のもと簡素化していたためであると主張しているが、この従前の例がどのようなものであるかは一切示されていない。

ウ また、課内共通認識を裏付ける申合せや引継文書も示されていない。

エ さらに、簡素化についても、原型があつて初めてそれを簡素化することが通常であるところ、何をどう簡素化したのかの説明はなかった。

オ 従前の例というのであれば、過去にも発議書により転送に係る事務の決裁をとった事例があるはずであり、過去の発議書を丁寧に辿っていけば、実施機関に示しても

らいたい根拠なるものが見つかるのではないかと思料される。

(6) 転送希望届の様式について

ア 喜多方市が独自で定めている転送希望届の様式については、福島県の市町村行政課によれば、県内で他に同様の様式を定めている自治体はないとのことである。

イ 実施機関では、県や国に対して更新申請書の転送事務の適否について照会しているが、その際、転送希望届作成の可否及びその内容の適否についても確認すべきであったと考える。

ウ 実施機関は、当該様式を定める際に作成した公文書は、保存期限の経過により不存在としているが、転送に係る事務処理の根拠となるべき文書を保存期限の経過を理由に廃棄することが行政運営上妥当であるのか、仮に当時の発議書等は廃棄されたとしても、当該事務自体は現在も継続している以上、何らかの形式で文書を保有してあるべきと思料される。

エ なお、実施機関は、転送希望届の記入欄の一つである転送先住所について、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取得であったことを認め、当該様式の見直しを検討するとしている。しかし、そもそも転送先住所を申請者に記入させることとした理由や経緯について調査するのが先決であり、当時の考え方を踏まえた上で改正を考えるのが通常ではないかと考える。

(7) 公文書不存在通知書の修正について

本件請求に関連して審査請求人が行った公文書の任意開示申出に関し、不存在としていた文書が存在していたことが発覚し、実施機関は請求内容のミスリーディングを理由に公文書不存在通知書の修正を行っている。転送希望届に係る事務処理に関しても、再度綿密に確認すれば、本件決定により開示された文書以外の文書が根拠として示されるのではないかと期待する。

(8) 転送事務に係る県や国への照会について

ア 実施機関は本案件の過程で本件の転送に係る代理人の住所地への送付の可否等について県や国に対し照会しているが、照会の項目建てについて、今回の事案は「更新時の、申請時の、転送に関する」ケースであることの断りを入れていないこと、リーフレットや専用封筒を同封しない取扱いが適当であるか確認していないこと、事務処理要領等に記載のない、他市町村でも定めていないような転送希望届の様式を独自に定めていること自体及びその内容について確認していないこと、照会する項目建てについて組織的に検討したことが発議書等で残っていないことに疑問を感じている。

イ 実施機関は、国からの回答により自らの解釈や運用の仕方を是認されたと思っているのかもしれないが、それは後付けの抗弁であり、審査請求人が求める理由や根拠の説明にはなっていない。

(9) 開示された文書以外の文書の存在について

ア 実施機関は、開示請求のあった文書はすべて開示し、それ以外に存在していないとしているが、上記のやり取りからすると今回の事案に関してまだ示されていない文書がどこかに存在するのではないかという疑念が払拭できない。

イ 仮に関係文書が一切ないとすれば、実施機関の事務執行はデュー・プロセスの点で問題があると言わざるを得ない。

また、令和7年12月12日実施の口頭意見陳述及び同日付けの補充意見書において、審査請求人は以下のように主張している。

(10) 個人番号カードの更新に関する申請書の取扱いについて

ア 実施機関は、留意事項及び事務処理要領に明文規定がない場合には、これらを準用することには一定の合理性があるとしている。しかし、実施機関が繰り返し主張する準用という表現は法令上に準用規定が明文として存在しなければ使用できないと思料する。

イ また、準用することに一定の合理性があるというが、合理性を判断する基準も示されていない。

(11) 転送希望届の様式関係

ア 実施機関は、転送希望届様式の策定時の公文書について、本来は累年として事務の継続中は保存すべきであったとしているが、そう考えるのであれば当時の担当者を確認し要綱等を復元するとか、それが困難であれば現在の職員により改めて要綱等を策定しないのか疑問である。

イ また、当該文書の保存期間は何年であるのか、また市の文書管理規程に基づく適正な廃棄処理はなされていたのか不明である。

(12) 事務処理の根拠等について

ア 実施機関は、転送希望届に係る事務処理については課内で共通認識を持っているものの申し合わせや引継文書は作成していないとしているが、これらが一切なく制度開始から共通認識なるものを引き継いできたとは考えにくい。

イ 市の職員服務規程には事務引継に関する規定があり、少なくとも課長補佐以上の職員は引継文書の作成・報告が義務づけられていることから何らかの引継ぎがあつて然るべきである。

ウ また、実施機関は従前の例は個人情報であると主張しているが、審査請求人としては届出自体を示すのではなく、保存期間内のものだけでも辿っていけば、転送希望届に係る事務の取扱いについて過去に整理した文書等や根拠法令等が目で見える形で見つかるのではないかと思料するところであるが、実施機関でそのような努力を払った様子は伺えない。

エ また、発議書の簡素化に関し、共通認識を持っているので記載や添付を省略したとしているが、一般市民に対してこの共通認識なるものを透明化し、説明する責任があると思料する。

オ 最低限の文書は具備していたという主張についても、市の文書管理規程に照らし最低限のハードルがクリアされていたとは思えない。

カ さらに、実施機関は、事務処理自体、すなわち結論さえよければ問題ないと認識しているようだが、行政手続条例に照らして、審査基準、行政指導の方式、条例等に定められた届出の形式上の要件といった点で、デュー・プロセス（適正手続の保障）上の問題を内包していると言わざるを得ない。

(13) 福島県（総務省）への確認について

ア 実施機関は、福島県（総務省）への照会内容について、決裁の形ではないが担当者と課長との間で内容を確認したと主張するが、国や県に対して公式見解を求めるような照会案件について決裁を受けずに施行することは、文書管理規程や事務決裁規程上適正な手法なのか疑問があり、照会行為の適正さを裏付ける公文書が示されないことに疑念がある。

イ 実施機関では、今回の照会について項目建てがどうであろうと回答は覆るものではないと主張するが、照会項目が実施機関にとって藪蛇にならない形の構成となっていること、国の公式見解が正確に実施機関に伝わっていないことから、国からの回答を本件の事務処理を正当化する根拠にはできないと思料する。

(14) 開示決定をした文書について

ア 実施機関では、審査請求人が疑念を持つ主張が「開示していない文書を保有しているのではないかとの合理的な疑いがある理由としては不十分」であるとしており、これは転送希望届に係る取扱いについて根拠となるものは廃棄して現存しないのに、なぜ保有している関係文書が何かしらまだあるはずだと疑うのかという意味に解されるが、これは市の行政手続条例、文書管理規程等の関係法令を関係職員が遵守していないとカミングアウトしていることに等しい。しかし、審査請求人としては、法律による行政の原理に即した適正な業務遂行がなされているものと信じたい。

イ 実施機関は、合理的な疑いがある理由としては不十分と主張するのであれば、自らも更なる開示可能な文書は不存在であるとする事実の正当性を立証し、審査請求人の疑念を解消させるよう取り組むべきである。

4 実施機関の主張要旨

令和7年11月6日付け理由説明書及び同年12月3日付け補充説明書によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関の主張の要旨について

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容について

令和7年7月24日付けで審査請求人からなされた本件請求に対し、請求内容に係る発議書一式を特定し、全部開示の決定を行った。

(3) 処分の理由について

ア 本件の元になっているマイナンバーカードの更新に係る申請書については、令和7年7月14日付けで審査請求人から転送希望届の提出を受け、同月16日付けで、市より申請者の住所地へ転送可能郵便として申請書を送付したが、日本郵便の事務処理の誤りにより、転送がなされなかった。市はその事実を審査請求人からの連絡により把握したため、日本郵便へ連絡し、日本郵便が郵便物を回収し、転送先へ再配達したところである。

イ その後、審査請求人から一連の経過等について、説明を求められたため、令和7年7月24日に説明したが、納得いただけず、同日付けで本件請求があったため、発議書等一式全てを開示し、同年9月3日に審査請求人が閲覧する際に事務処理要領により説明を行った。

ウ その際、審査請求人より、発議書に根拠等の記載がないとの指摘があったが、発議書は、担当者が発議し正式に課内決裁を受けて施行したものであり、根拠等の記載がなかったことは事実であるが、従前の例により課内共通認識のもと簡素化していたものである。

エ 以上のとおり、開示請求のあった文書はすべて開示しており、開示した文書以外は存在していない。

(4) 個人番号カードの更新に係る申請書の取扱いについて

ア 個人番号カードの更新に係る申請書の取扱いについては、審査請求人も意見書で指摘しているとおおり明文化されたものはなく、市では、留意事項における交付申請書の取扱いとして統合端末（個人番号カード関連の業務を行うために設置している端末）から出力した交付申請書については転送不要郵便で本人に送付することとしても差し支えないとされていること、また、事務処理要領において個人番号カード交付通知書は申請者からやむを得ない理由により一時的に転送の手続がなされている旨申出がある場合には例外として転送可能郵便とすることとして差し支えないとされていることから、個人番号カードの更新に係る申請書についてもこれらを参考に、本人に対し転送可能郵便により送付しているところである。

イ 審査請求人は、意見書の中で「カードを交付する時の取扱いを、申請時、しかも更新の申請時に準用するというのは…無理がある」と主張しているが、個人番号カードの更新に係る申請書は、そもそも国の委託先である地方公共団体情報システム機構から該当者本人の住所地へ「転送不要」として送付されていることを鑑みると、転送不要郵便を転送手続を行っている本人に送付するための方法として、個人番号カード交付通知書の送付時の取扱いを準用することには一定の合理性があると考えられる。

ウ なお、審査請求人が指摘している更新申請書の同封物の不足については、不親切な対応であったと認識しており、本件において開示した発議書の決裁の段階で是正すべきものであったと考えている。

エ その他審査請求人は、本人確認書類について言及しているが、本件審査請求とは直接関係のない事項のため、御意見として受け止めたい。

(5) 転送希望届の様式について

ア 転送希望届の様式については、市が独自で定めている様式であるため、審査請求人の指摘するように、準用し作成したという表現は適当ではなかったかもしれないが、転送を希望される方に配慮し、上記の事務処理要領を準用した個人番号カードの更新に係る申請書の送付のための手続を適切に実施するために必要なものである。

イ なお、転送希望届の様式を定める際に作成した公文書については、個人番号カード事務の開始年からして保存期間が経過し廃棄されているというものである。これについては、審査請求人の指摘にもあるとおり、本来であれば要綱・要領といった形式で定め、保存期間を累年とし、当該事務が継続している間は適切に保存すべきであった。

(6) 事務処理の根拠等について

ア 本件において開示した発議書一式について、留意事項・事務処理要領の解釈・運用については、各課員がこれらを参照しており、また本件の転送希望届に係る事務処理についても共通認識を持って行っているところではあるが、審査請求人が望むような申し合わせや引継文書は作成していない。

イ また、従前の例として、審査請求人以外の転送希望届に係る事務処理については、個人情報のため審査請求人に直接発議書等を示すことはできないが、本件と同様の転送希望届があった場合には、同じように処理をしているところである。

ウ また、発議書の簡素化について、通常、発議書により起案をする場合は、事務処理内容についての記載や事務処理の根拠となる規定等の文書の添付がされるのが望ましいことは、審査請求人の指摘のとおりである。

エ しかし、本件については、上述のとおり各課員が留意事項や事務処理要領の内容を把握しており、転送希望届に係る事務処理についても共通認識を持っていたため、記載や添付を省略し簡素化していたというのが実態である。

オ 審査請求人は、白紙の状態で課内決裁をとっていると主張しているが、発議書には、どういった転送希望届が提出され、それを受けて送付する内容物、送付先、転送不要をはずしての発送という転送希望届に係る事務処理の内容が確認できる最低限の文書は具備されていると考える。

カ 加えて、郵便局での誤りはあったものの、この発議に基づく処理により、実際に個人番号カードの更新に係る申請書は審査請求人に届いていることから、転送希望届に基づき個人番号カードの更新に係る申請書を送付するという事務処理自体は、適正であったと考えている。

(7) 福島県（総務省）への確認について

ア 本案件について改めて福島県（総務省）に確認したことは、審査請求人による「後

付けの抗弁」との評価は真摯に受け止めるところではあるが、転送希望届に係る事務処理に係る解釈・運用について転送希望届の様式を定めた公文書が保存されていなかったことの反省と審査請求人からの指摘があったからこそ、審査請求人に納得をいただくため、市として考えられる最善の手段として解釈・運用が適切であるかを改めて確認する趣旨で行ったものである。

イ 確認の結果については、審査請求人に対しこれまでの説明の補足としてお伝えしたところであるが、事務処理についての当課の解釈・運用については7月の時点から一貫した説明をしてきたと考えている。

ウ また、福島県（総務省）への照会内容については、決裁という形はとらなかったものの、担当者と課長との間で内容を確認した上で照会をしており、確認の結果については、回覧により課内で共有を図っている。

エ なお、審査請求人は、照会の項目立てについて主張しているが、それらにより今回の福島県（総務省）からの回答が覆ることはなく、また、本件の審査請求の対象となった開示決定とは直接的に関係のないものとする。

#### (8) 開示決定をした文書について

ア 以上のとおり、個人番号カードの更新に係る申請書に係る事務処理については、すでに公文書の開示等を通して審査請求人に説明したことが全てである。

イ 審査請求人に対する一連の説明の中で、審査請求人が望む文書での根拠等を示すことができず、疑念を抱かせてしまったことは残念だが、審査請求人の疑念に基づく主張は、当課が開示していない文書を保有しているのではないかと合理的な疑いがある理由としては不十分と考える。

ウ 上記のとおり、本件請求に関する文書については、開示した発議書一式以外に文書は存在していない。

エ なお、本事案の発端となった転送希望届については、明文化されたものはなく、また、本市と同様の取扱いを行っている自治体は少数であるとのことであるので、今後、転送希望届を含む本市の事務については、国や県に指導を仰ぎつつ、あわせて他自治体の取扱いについても研究しながら、必要に応じて改善を行うこととしたい。

### 5 審査会の判断

#### (1) 審査会としての調査について

本件請求は、審査請求人が提出した転送希望届に対して実施機関が事務処理を行う経過で作成した文書について個人情報の開示を求めるものである。本件請求の文面をそのまま見る限りでは、実施機関が事務処理を行った時点において保有していた個人情報である発議書一式を開示対象として特定したことに疑義は生じないところであるが、審査請求人からは、真に開示を求めるものは事務処理に至った根拠であり、開示された文書のみでは何ら根拠、理由及び経過等が示されておらず、開示内容的に不十分で

あるという主張がなされている。審査会としては、審査請求人が市に提供した自己の個人情報などがどのような根拠等をもって処理されたかについて開示請求を通じてその根拠等の提示を求めることは、制度上予定されるものであると思料することから、一義的には開示対象とした発議書一式に実際に開示した内容以外のものが含まれていないかの調査を主眼としつつも、それ以外に本件請求に関連した文書があるかを含めて調査・検討を行ったものである。審査請求人は、前記3(5)オ、(6)ウ及び(12)ウのとおり、本件で開示された文書以外で根拠等が記された可能性のある文書について例示しているので、これらを踏まえて以下のとおり調査・検討を行った。

ア 本件請求に対し開示対象とされた発議書一式については、審査会事務局（総務課）職員をして実地調査させたところ、当該発議書一式には実際に開示した内容以外のものは含まれていないことが確認された。

イ 個人番号カード更新申請書に係る転送希望届の取扱いについては、本件審査請求の対象となった発議書に係る処理以前にも数件実績があるところであり、本件同様の構成により起案、決裁、施行の事務処理がなされていることが確認された。すなわち、審査請求人が求めるところの法令、要綱等の根拠条文の添付はなかったところである。これは実地調査により更新申請書の受付を制度上開始した令和6年度以降最初に出現した発議書までさかのぼり事務処理内容を目視し確認したものである。

ウ 上記のほか、制度設計に関わる公文書として本市で最初と思われる更新申請書に係る転送希望届の取扱いをする際、交付通知書の取扱いにおいて他自治体でも多く用いられている転送希望届の取扱いに準じて取り扱うこととした旨の意思決定に係る要綱の制定等に係る公文書は見当たらないところであり、当該最初の事務処理を担当した職員が交付通知書に準じた取扱いとすることを発案し特段の検討経過や補足事項の記載を発議書に施さないまま決裁を受け、施行したということも考えられるところである。

エ 審査請求人の指摘する交付通知書における取扱いを更新申請書において準用するのは無理があるという指摘については、法令上当該取扱いを定めるべきと予定されている範囲において横並びあるいは類似した制度を準用するのは通例であると考えるが、更新申請書の取扱いに係る国の要綱等が存在せず、当該取扱いは市町村の判断によるとした国の見解が審査請求人による意見書に示されているように、国において定めのない「空白地帯」に係る事務処理に関し、各自治体の判断で国の類似する制度に準じて取り扱うという意思決定を行うことは可能であると解する。

オ 上記「準用」の使用法の是非はさておき、制度設計に係る公文書を保存していないことにより、制度利用者への説明責任が全うできなくなる事態は避けるべきであり、情報公開制度・個人情報保護制度の前提であり、根幹をなす基本的事項である文書管理のルールについて改めて遵守徹底を図られたい。

## (2) 事務処理の合理性等について

審査請求人の主張からは、審査請求人は実施機関の行った更新申請書に係る事務処理に疑問を感じており、実施機関が事務処理の適正性を主張する一方でそれを裏付ける文書の提示が無いことが、開示された文書の他に文書があるのではないかという疑念につながっているように思料される。このため、審査会としても、実施機関における更新申請書に係る転送希望届の取扱いの合理性、妥当性、適正性について考察することとする。

ア 更新申請書の住所地以外への郵送を希望する方に転送希望届の提出を求めることについては、

- ① 当初地方公共団体情報システム機構から発送される更新申請書も転送不要郵便であること。
- ② 留意事項上、交付申請書を転送不要郵便で発送することができるとされていること。
- ③ 国県の解釈では更新申請書は本人の住所地に送付するべきで、この場合における住所地とは、審査会の求めに応じ提出のあったマイナンバーの通知カードの取扱いに関する国からの通知（平成27総務省）を参考にすれば住民基本台帳上の住所を指すと解されること。
- ④ 当該希望者が個人番号カードの交付通知書の郵送についても同様の事情にあることとなる場合、更新申請書の郵送の段階で転送希望届を受けておけば交付通知書の郵送の際に円滑な事務処理に資することが考えられること。

から、転送不要の取扱いを解除して転送可能郵便物として処理するに当たり本人の意向を確認するため何らかの要式行為とすること、すなわち転送希望届の提出を求めることを自治体の判断として採用することには一定の合理性・妥当性があるものと思慮される。

イ また、本件に係る事務処理の適正性については、地方公共団体情報システム機構から郵送される場合の同封物が本件処理において同封されていなかったことについては、同封物がないことで生ずる支障がどの程度か推し量ることはできないが、実施機関が補充説明書で「不親切であった」と認めているように市民目線での配慮が欠けていたのではないかという点で適正性に疑問が残る。

ウ 転送希望届を受け付けた後の処理として、郵便局による転送サービスは本人の転居直後の1年間は旧住所あての郵便物を転送するサービスであり、本人のもとに郵便物が送付されることを想定しているものであると解する。本件に係る「本人」である審査請求人の母は住民基本台帳上の住所である施設に現に入所しているところ、転送先には本人の子である審査請求人の住所が設定されており、確実に本人に届けるための転送サービスを前提とした転送可能郵便物が、結果として本人以外の住所に転送されていることについては、現に本人による郵便物の処理が困難で、離れて住む家族等のサポートが必要である場合への配慮などの諸事情はあるのだろうが、検

証の余地はあるものと思慮される。

エ 以上のように、実施機関における更新申請書に係る転送希望届の取扱いについては、適正性に若干の疑問は残るところではあるが、上記イについてはすでに実施機関において反省すべき旨の考えが表明されており、上記ウについては転送サービスの本来の趣旨を超えて審査請求人の意向に沿った事務処理がなされていることから、実施機関においてことさらに隠蔽すべき不都合な情報があると推認することはできないところである。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件については、全部開示した文書以外に審査請求人が求める文書の存在は認められなかったため、実施機関が行った本件決定については、前記1の「審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、喜多方市行政手続条例等の諸規定に照らし、実施機関の事務の在り方について指摘しているが、審査会としては、実施機関に対し適正な事務執行を期待すると述べるに留める。

6 審査請求人のその他の主張について

審査会の判断は上記5のとおりであり、当該判断を左右するものではないが、審査請求人のその他の主張について、審査会として意見を述べることとする。

(1) 公文書不存通知書の修正について

ア 公文書不存決定後の修正の取扱いについて、当該修正の発端となっている公文書は、当該公文書不存決定に係る開示申出があった時点（R7.7.24）より後に実施機関が取得したもの（R7.8.20）であるため、当該申出に係る開示の対象とはなり得なかったものである。このため、実施機関としては、不存の修正という形ではなく、改めて開示申出がなされた上で開示するものであることを審査請求人に説明すれば足りたものと解する。

イ また、開示の対象となる公文書の特定に関し、審査請求人と県とのやりとりの中にあるように開示の対象を「幅広く」受け取れるよう件名・内容を記載することについては、実施機関と開示請求者との間に解釈の乖離を生み出す原因となるおそれがあるため、実施機関としては開示の対象となる公文書が特定されるよう努めるべきところである。この場合において、実施機関内部の職員と外部の開示請求者とは把握している情報量に大きな違いがあることから、実施機関としては開示請求者に対し開示対象となる公文書の特定のために必要な情報提供を積極的に行うとともに、開示請求者に対する聴き取りや打合せを通して、開示請求者の意向が適うよう最大限努めるべきことはいうまでもない。

(2) 転送事務に係る県や国への照会について

ア 審査請求人は、実施機関が県に対して行った照会について、その項目建てや内容

(転送希望届の取扱いの是非についてなぜ確認を求めなかったのか)に疑問を表明しているが、実施機関としては転送希望届の取扱いに係る事務処理は適正であると自認しており、かつ、申請書を住所地以外に送付することの是非を確認することが照会の主眼であるとの前提に立てば、特に不自然な点はないと史料される。

イ 実施機関が都合のいいような回答を得るよう誘導しているような印象を審査請求人が持つに至ったことについては、審査請求人が本照会に期待するものと実施機関の本照会の目的との乖離から生じたものであらうと推察されるところである。

ウ とはいえ、審査会としては、情報公開制度を通じた審査請求人からの指摘をきっかけに、改めて国県に対し事務処理の改善へ向けたアドバイスを求めるなど、実施機関がより良い事務処理の方法について引き続き検討されることを期待するものである。

エ なお、メール内容の引用方法について表現が異なることについての審査請求人からの指摘については、表現の違いが更新申請書は本人の住所地あてに送付すべきとの結論に影響を及ぼさないことから注目するに値しないと考えるが、この件は県市町村行政課の担当者の処理に関する部分なので、審査会としての言及は差し控えることとする。

### (3) 制度見直しについて

ア 上記5(2)により更新申請書の発送事務における転送希望届の採用という選択には合理性や妥当性が確認されたものの、当該選択が最善であったかどうかについては、視点を変えて議論されるべきところである。なぜなら、

- ① 個人番号カードの交付通知書については転送不要郵便及び転送希望届などにより確実に本人に届くよう手続上担保されていること。
- ② 他自治体において更新申請書の発送事務に転送希望届を採用している例が少数であること。
- ③ 他自治体において電話連絡などの簡便な手続きで転送不要の解除あるいは現に居住する住所への郵送を受け付けている例が散見されること。
- ④ 制度設計時の検討、精査、吟味の過程を含めた要綱これに類する記録が保存されていないこと。

から実施機関が補充説明書において認めているように現行の取扱いには見直しの余地があると考えられるところであり、そして、審査請求人が実施機関の国県への照会の経過を「後付け」と指摘し、さらに「この際転送希望届の妥当性をなぜ問い合わせなかったのか」「なぜ要綱等を改めて策定しないのか」とあるように、この点こそ審査請求人が実施機関に求める最大の望みであると考えられるからである。

イ 審査会としては、具体的な判断あるいは提案を行う材料を持ち合わせておらず、またその立場にはないところだが、地方公共団体情報システム機構から転送不要郵便で発送され、各自治体に返戻となった更新申請書の取扱いについては、

- ① 職員による住所地訪問による使送

- ② 本人あるいは代理人に来庁を依頼しての手渡し
- ③ 郵便局への転送の設定を解除していただき住所地に配達したうえで当該配達された郵便物を取りに行ってください方法
- ④ やむを得ない事情を考慮したうえで現に本人が居住する住所への郵送
- ⑤ 住所地あるいは居住地が病院や施設などである場合で家族への郵送を希望する場合においては当該施設の職員に対し改めて当該郵便物を家族の住所へ郵送するよう依頼する方法

などが考えられるところであり、利用者にとって分かりやすく、利便性を有し、そして適正さが担保されるような制度となるべく見直しを行っていくよう実施機関に期待するものである。

## 7 付言

### (1) 口頭意見陳述での質問事項について

口頭意見陳述において審査請求人から実施機関に対してなされた質問のうち、即時の回答ができなかったものについては、文書等により回答するよう努められたい。

### (2) 文書管理のルールへの遵守徹底について

本件の転送希望届のようにある事務についての解釈・運用を具現化し、それに基づく処理を実施していくものについては、その制定時の文書は保存年限を累年とし、当該事務が継続している間は保存しておくべきであるとする。繰り返すにはなるが、実施機関においては、情報公開制度・個人情報保護制度の前提であり、根幹をなす基本的事項である文書管理のルールについて改めて遵守徹底を図り、制度利用者への説明責任が全うできるよう努められたい。

## 8 審査会の処理経過

令和7年11月5日	諮問書の受理
令和7年11月6日	理由説明書の受理
令和7年11月20日	諮問書、理由説明書及び実施機関への聞き取りに基づき事案を 審査
令和7年11月20日	意見書の受理
令和7年12月3日	補充説明書の受理
令和7年12月12日	審査請求人による口頭意見陳述の聴取、補充意見書の受理
令和8年1月9日	補充説明書、意見書、口頭意見陳述の内容等に基づき事案を審査
令和8年2月2日	答申書の提出

喜多方市情報公開及び個人情報保護審査会  
 会長 筒井 弘  
 委員 荒明 茂樹  
 委員 原 隆雄  
 委員 笠井 三博  
 委員 齋藤 茂幸